

# 通信・放送の総合的な法体系に関する検討 ～伝送設備規律に対する考え方

2008年9月26日  
ソフトバンクモバイル株式会社

## 伝送設備規律

### (1) 電波利用の目的・区分

情報通信分野の技術革新に伴い、多様な用途に利用できる伝送設備の整備が進んでいることから、通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスを可能とする制度について検討することは適当か。

具体的には、従来からの電気通信業務用又は放送用の無線局に加えて、柔軟なビジネス展開を可能にするため、通信・放送両方のサービスを行うための免許申請や免許を受けた後の柔軟な用途の変更を可能とする制度について、国際法規との整合性の確保、「電波の公平かつ能率的な利用を確保する」という電波法の目的等を踏まえて検討することは適当か。

### (2) 電波利用手続

通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスの円滑な市場投入等を可能とするために、電波利用の手続について、例えば、以下の点などについて検討することは適当か。

- ① 地理的に広範に多数の無線局を開設することが必要なサービスに関し、現在は携帯電話の基地局等のみに認められている「特定基地局」の開設計画の認定の対象として追加すべき無線局の有無
- ② 新たなシステムの導入のために簡素化することが可能な手続の有無

### (3) その他検討すべき事項

上記(1)及び(2)以外に検討すべき事項はあるか。

# (1)電波利用の目的・区分 ～無線局の目的

周波数割当計画の「無線局の目的」において、通信と放送を併記できるようにするべき

## 周波数割当計画

「電気通信業務用、公共業務用及び放送用等、無線局の目的別の周波数割当て」等が無線局免許における周波数の割当可能性に関する審査基準として用いられる。

### 周波数割当計画

- ・ 国際配分（無線通信規則に規定）
- ・ 無線通信の態様（固定業務、移動業務等）
- ・ **無線局の目的**
- ・ 周波数の使用に関する条件

### 無線局の目的

現在

電気通信業務用

放送用

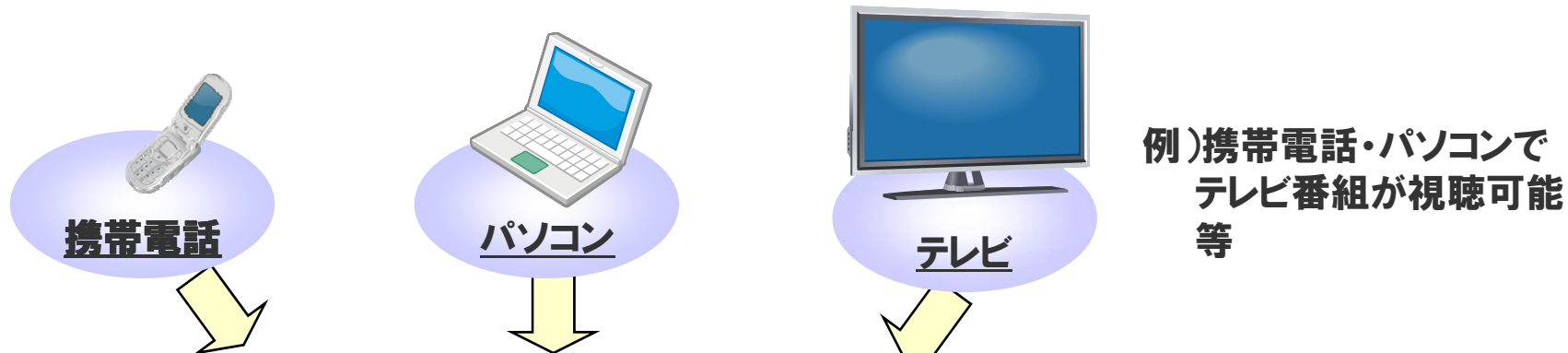
今後

電気通信業務用  
・放送用

# (1)電波利用の目的・区分

## ～免許を受けた後の柔軟な用途の変更

既に割り当てられている周波数についても簡易な手続きで用途の変更をする制度が必要



例)携帯電話・パソコンで  
テレビ番組が視聴可能  
等

ブロードバンドの普及に伴い、放送と通信の技術的な垣根がなくなっている

### 携帯電話における放送用途活用(例)

- 周波数のエリア的有效活用：トラフィックが少ないエリアで放送用途等に活用
- 周波数の時間的有效活用：トラフィックが少ない時間(深夜等)で放送を配信しておき、携帯電話にコンテンツをためておく

国民が多様なサービスを楽しむことができるようになる

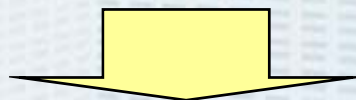
## (2)電波利用手続

### ①「特定基地局」の開設計画の認定

全国向けモバイルメディア放送の免許付与は携帯電話と同様に  
「特定基地局」の開設計画の認定制度が望ましい

通常の無線局の場合、他の免許人の無線局が混在する可能性があり、広範囲にわたる多数の基地局の円滑な開設に支障が生じる可能性がある。

特定基地局の場合、認定を受けた者以外は免許申請を行うことができないため、認定を受けた者とその他の者との競願等は発生せず、排他的に基地局を設置することが可能。



全国規模のエリア整備は規模が大きく、迅速なサービス開始のため、基地局の円滑な開設が要求されるため、「特定基地局」の開設計画の認定制度が望ましい

## (2)電波利用手続

### ② 新たなシステムの導入のために簡素化することが可能な手続

認定計画制度を導入した基地局については無線局免許の申請書を統一するべき。

#### 無線局免許申請

無線局免許手続規則第4条に基づき、現在は申請書に添付する「無線局事項書」及び「工事設計書」の項目において、放送の放送局の項目が通信の携帯基地局の項目よりも多く異なるため、この様式を統一するべき。

(尚、通信の携帯基地局の項目はすべて放送の放送局の項目に含まれる)

#### 無線局事項書 ※1 において放送局にあつて携帯基地局にない項目

- ・放送局等の、名称
- ・無線設備の工事費
- ・事業計画等
- ・放送区域内の世帯数情報
- ・放送区域
- ・ブランチエリア内の世帯数情報

#### 工事設計書 ※2 において放送局にあつて携帯基地局にない項目

- ・空中線指向情報

※1 放送局 無線局事項書(別表第二号第1)、携帯基地局 無線局事項書(別表第二号第2)

※2 放送局 工事設計書(別表第二号の二第1)、携帯基地局 工事設計書(別表第二号の二第2)